

不動産管理規定

1. この規定の目的

この規定は、日本勤労者山岳連盟が保有する不動産の資産管理と、不動産の有効な活用および保全を目的に設置する。

2. 不動産管理委員会の設置

前項の目的のため、日本勤労者山岳連盟定期総会で承認された不動産管理委員若干名による、不動産管理委員会を構成する。

3. 不動産管理委員会の活動

不動産管理委員会は全国連盟理事会の委託を受け、同理事会と協力しながら(1)に掲げた目的のための活動をおこなう。

4. 不動産関連書類の保管

不動産管理委員会は(以下、単に委員会と呼ぶ)日本勤労者山岳連盟(以下全国連盟と呼ぶ)保有の不動産にかんする登記書類等の適切な管理をおこなう。

5. 不動産資産の保全と確認

同委員会は、毎年度末に建物減価償却積立金(全国連盟一般会計から基金資産への繰り入れ)を含めた不動産資産残高および、登記書類を監事とともに確認する。

6. 全国理事会への提言

同委員会は、不動産資産の保全に関して、また有効活用のための建物の補修・改修などについて全国連盟理事会に適宜提言をおこなう。

7. 規定の改廃

この規定の改廃は、日本勤労者山岳連盟の他の規定に準じておこなう。

8. 規定の施行

この規定を、2006年2月19日より施行する。